

令和元年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 8 月 6 日

担当部・課：復興事業部基盤整備課〔内線 5 5 3 5〕

<p>① 件 名</p> <p>石巻南浜津波復興祈念公園事業用地取得にかかる訴訟の提起について</p>																		
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 石巻南浜津波復興祈念公園事業について、平成 29 年 12 月から用地取得を開始した。取得を進めたところ令和元年 7 月までに全体 42 筆のうち残り 15 筆となったが、その一部の筆については、共有者の一部に事理弁識能力に欠く者が存在しているが、成年後見人が選任されておらず、今後選任される見込みもないため、契約できない状況にある。 また、成年後見人が選任されていない事理弁識能力に欠く者を収用対象者とする収用裁決は認められておらず、土地収用による用地取得もできない状況にある。</p> <p>【目的】 任意交渉及び土地収用法に基づく用地取得が不能な案件に対応するため、市ができる限り共有持分を取得した上で、ほかの共有者を被告として全面的価格賠償の判決を求める共有物分割請求訴訟を提起し、事理弁識能力を欠く被告については特別代理人の選任を申し立て、用地取得を図るもの。</p>																		
<p>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 民法第 258 条第 1 項</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻南浜津波復興祈念公園事業として、震災復興基本計画実施計画に位置付け有り</p>																		
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 25 年</td> <td>9 月</td> <td>防災集団移転促進事業による用地取得開始</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>11 月</td> <td>都市計画決定</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年</td> <td>3 月</td> <td>事業認可の取得</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 月</td> <td>石巻南浜津波復興祈念公園事業による用地取得開始</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>4 月～7 月</td> <td>未買収地 15 筆の用地取得方法内部協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 月</td> <td>未買収地のうち 11 筆について、共有物分割請求訴訟による取得方針とした</td> </tr> </table>	平成 25 年	9 月	防災集団移転促進事業による用地取得開始	平成 28 年	11 月	都市計画決定	平成 29 年	3 月	事業認可の取得		12 月	石巻南浜津波復興祈念公園事業による用地取得開始	令和元年	4 月～7 月	未買収地 15 筆の用地取得方法内部協議		7 月	未買収地のうち 11 筆について、共有物分割請求訴訟による取得方針とした
平成 25 年	9 月	防災集団移転促進事業による用地取得開始																
平成 28 年	11 月	都市計画決定																
平成 29 年	3 月	事業認可の取得																
	12 月	石巻南浜津波復興祈念公園事業による用地取得開始																
令和元年	4 月～7 月	未買収地 15 筆の用地取得方法内部協議																
	7 月	未買収地のうち 11 筆について、共有物分割請求訴訟による取得方針とした																
<p>⑤ 主な内容</p> <p>以下の 2 件について訴訟を提起するもの。</p> <p>【訴訟 1】 石巻市南浜町三丁目 13 番 18 ほか 9 筆の土地の共有者に対し、共有物分割請求訴訟を提起するもの。 なお、対象地 10 筆の共有者の構成は同じである。</p>																		

・土地の概要

1	地番：石巻市南浜町三丁目13番18	地目：公衆用道路	地積：111.20㎡
2	地番：石巻市南浜町三丁目13番19	地目：公衆用道路	地積：276.43㎡
3	地番：石巻市南浜町三丁目13番20	地目：公衆用道路	地積：60.73㎡
4	地番：石巻市南浜町三丁目13番21	地目：公衆用道路	地積：53.30㎡
5	地番：石巻市南浜町三丁目18番31	地目：公衆用道路	地積：38.48㎡
6	地番：石巻市南浜町三丁目18番32	地目：公衆用道路	地積：3.30㎡
7	地番：石巻市南浜町三丁目18番36	地目：公衆用道路	地積：49.66㎡
8	地番：石巻市南浜町三丁目18番37	地目：公衆用道路	地積：58.68㎡
9	地番：石巻市南浜町三丁目18番40	地目：公衆用道路	地積：79.12㎡
10	地番：石巻市南浜町三丁目18番41	地目：公衆用道路	地積：49.86㎡
		合計	780.76㎡

【訴訟2】

石巻市南浜町四丁目2番5の土地の共有者に対し、共有物分割請求訴訟を提起するもの。

・土地の概要

地番：石巻市南浜町四丁目2番5 地目：宅地 地積：52.36㎡

※なお、訴訟の相手方となる共有者の人数は、用地取得の交渉が現在も進行中であるため、訴訟提起時点で確定するが、現時点の市を除く共有者の人数は、訴訟1については21名、訴訟2については5名である。また、事理弁識能力に欠く者については、特別代理人の選任を申し立てる。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

石巻南浜津波復興祈念公園事業の推進を図るとともに、公園（市有財産）の適切な管理を遂行することができる。

【市財政への負担】（現計予算で対応）

- ・ 特別代理人選任費用 100,000円程度×2人 = 200,000円程度
- ・ そのほか訴訟費用（裁判所手数料、被告へ訴状を送付する（送達）郵便料等） 未定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年 9月 市議会第3回定例会に共有物分割請求訴訟の提起の議案を提出

10月 共有物分割請求訴訟を提起及び特別代理人の選任申立

※令和2年3月までの用地取得を目指す。

⑨ その他